

開催期日 令和7年12月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年12月15日 午後1時30分
閉 会 令和7年12月15日 午後2時04分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
処分について

議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松本美和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第1回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

皆さんこんにちは。12月ということで師走の大変お忙しい中、総会に出席
いただきありがとうございます。本日はこの後午後6時から1年の労をねぎら
って忘年会という形で皆さんと懇親を深めていきたいと思っていますので出席
の方をよろしくお願いしたいと思います。それでは早速総会に入りたいと思
います。

事務局長

推進委員2名の欠席を報告し、中島村農業委員会議事録署名人の選出より議事の進行を行う旨を宣した。

議長

議事録署名人の選出について、2番芳賀敏行農業委員、3番長田信夫農業委
員を指名した。

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第7号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第1号受付番号第7号につきまして、12月9日に設定人・●●●●さんに直接お会いし、被設定人・●●●●さんには電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、工事終了後には農地へ復元されるため、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第1号受付番号第7号につきまして、只今吉田推進委員より報告があつた内容については間違いございません。

また、吉田推進委員と同様、現地についても12月9日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

―― 異議なしの声多数 ――

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

―― 全員異議なしの声あり――

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号について確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第2号令和7年度1月公告分につきまして、12月7日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農業者であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第2号令和7年度1月公告分につきまして、只今加藤推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、加藤推進委員と同様、現地についても12月7日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農業者であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議長

これは今まで相対で貸し借りをしていた集積事業が、これからは農地バンクを通して貸し借りをしなくてはならないことになったため、このような様式が出てきたということですか。

事務局長

7月にも今回と同じように総会で諮ってまして、このように2種類の様式で示すようになり見にくい部分はあるかと思います。

4番小針一男農業委員

これは農地法第3条ですか。

事務局長

こちらは農地法第3条ではなく、農地バンクになります。申請方法が農地バンクという基盤法によるものか第3条のどちらかということになります。

4番小針一男農業委員

第3条で申請すればこういった様式は必要ないですよね。

事務局長

そうですね。ただ、貸借期間が5年以上の場合は農地バンクで申請するよう国では推奨しています。

1番大木一男農業委員

5年以上の場合は、農地バンクで申請し、5年未満の場合は農地法第3条で申請すれば良いということですね。

事務局長

そういうことになります。

議長

農業委員も推進委員もこの辺の制度について頭に入れといてもらい、村民から貸し借りについてどうすればいいか相談受けたときに案内できるようにしておけるといいですね。

4番小針一男農業委員

手数料が発生するのが農地バンクですよね。

事務局長

そうです。年間最低800円で上限8,000円までの手数料が徴収されます。何筆あっても1契約の賃借料の1%分が手数料として徴収されるということになります。

5番吉田定雄農業委員

手数料の徴収は借り手だけですよね。

事務局長

貸し手、借り手どちらとも毎年口座引き落としにより徴収されます。

議長

それは、農地中間管理機構から徴収されるということですよね。

事務局長

そうです。第3条で申請すれば手数料は発生しないということになります。

議長

その他質問等ないか諮ったところ。

―― 異議なしの声多数 ――

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案について異議ないか諮ったところ。

―― 全員異議なしの声あり――

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、1月15日（木）に役場2階会議室で行う。

- 二点目 令和 7 年度農地利用状況調査結果について
- 三点目 配布物について（農業者年金加入推進グッズ、農業委員・推進委員手帳、農業委員会業務中におけるクマによる人身被害等防止に向けた注意喚起リーフレット）
- 四点目 農業委員会忘年会について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉　　会　　の　　日　　時
令和 7 年 1 2 月 1 5 日　午後 2 時 0 4 分